

基発第0323第6号

平成22年3月23日

香川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

高所作業車に係る $D/d$ （ワイヤロープにより作業床の昇降又はブームの起伏若しくは伸縮の動作をする装置のシーブのピッチ円の直径と当該シーブを通るワイヤロープの直径との比）の値について

平成22年3月3日付け香基発第0172号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

りん伺で示された断面を有するワイヤロープについては、 $D/d$ の値を1.6以上として差し支えない。